

## 広報誌の疑問点

1. 「単なる（疲労性・慢性的要因からくる）肩こりや筋肉疲労などは国保は使えない。

\*注-これらの症状者でも元の原因に筋・腱・靭帯などの傷病があることがありこれら を無視することの厳禁。患自費診療となる。」者に受診前に自己診断を強要することになり適正な医療を受ける権利を奪うもので受診妨害を惹起するもので、医療選択権の侵害となる。

2. 「最近、柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師をご利用になる方に、国民健康保険適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。医師でないため施術の行為が限定されている。保険証が「使える場合」と「使えない場合」があるので気を付けて下さい。」

\*注-法や制度に不慣れな患者に対し無理に理解強要する もので受診前にマイナスイメージを与えて受診抑制を働くものである。保険適用の可否は担当の整復師が判断すべきもので、これを患者に責任転嫁する妨害行為である。

よって以下のようにすべきである。

「柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師をご利用 になる場合は、保険適用の範囲が存在するため柔道整 復師・鍼灸師にご相談ください。」

3. 「保険証が使えない場合」

\*注-鍼灸・マッサージと同様に保険証が使える場合の例示を詳細に提示する。

(例) 挫傷（肉離れ）、使いすぎによる痛み、急な痛み、寝違い、ぎっくり腰、幼児肘内障、 スポーツ障害、オスグット症、関節骨端炎、亜急性の痛み等

○日常生活における単純な疲労や肩こり

\*注-前記 1 同様

○脳疾患後遺症等の慢性病

\*注-これらの症状者でも筋・腱・靭帯その他運動器の損傷は対象となる注意。

○症状の改善が見られない長期施術

\*注-医科との対診や協力診療の場合はこの限りではない。

○スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

\*注-前記 1 同様。疲労痛なのか患者には判断困難。受診前に自己診断させる強要。

4. 負傷原因を正確に伝えて下さい。

\*注-「外傷性の負傷」について医学的素人の患者判断の強要の禁止。

(例) 寝違いや繰り返しの軟部組織損傷を外傷性とは理解しない場合がある。

5. 病院との治療と重複できません。

\*注-柔整師医療選択で転医希望の場合、また柔整師と医科との協力診療無視

6. 施術が長期にわたる場合は医師の診断を受けて下さい

\*注-医科、柔整師にかかわらず患者とのインフォームドコンセント（説明と同意）有り。

7. 「医療費の適正化にご協力ください」

医療費（医科、柔整施術、あはき施術を含む）は...とする。

\*注-整復師医療を受ける患者に対するパンフだから、医療費といえば整復師医療においてのものと判断しがちである。桁違いの不正請求で知られる医科の名称は外すことが出来ない。誤解を誘導するような表示の厳禁。

以上、多くの疑問箇所が見られるので改善を尽くされたい